熊本市議会 議長 澤田 昌作 様

> 2016年9月13日 日本共産党熊本市議団 団長 上野美恵子 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文

本日の予算決算委員会で北口和皇市議が質疑を予定している

「赤旗新聞・公明新聞購款状況」について

今議会で熊本地震への対応について、議長はじめ議員各位が誠心誠意審議している最中に、議会の全員一致による「辞職勧告決議」を受けた北口和皇議員が、本日の予算決算委員会で、「赤旗新聞・公明新聞の購読状況について」という質疑項目を挙げ、全局長の参加を求めていることを知り、驚きと怒りを禁じえません。

政党であれば、政治結社ですから、自由民権運動以来、機関紙を発行し、広範な国民にすすめることは当然の権利とされてきたことはご案内の通りです。ましてや今日の憲法では、正当な政治活動として保障されています。そして、購読する職員にとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題です。したがって、これに制限を設けることは憲法上許されないことです。この間、前大阪市長が、「職員の思想信条や組合活動について調査」をしたことが厳しく批判され、裁判所も断罪しました。また政党機関紙購読状況を調査した問題で、横浜地裁川崎支部における判決でも、「市職員が任意に政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に活かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなる者であってもそれを制約することは許されないことは当然」と述べています。

議会として、憲法が保障した基本的人権を守ることは最大の責務であり、それに反する「結社の自由の侵害、思想・良心の自由を侵害する」発言は許されないことは明らかです。ところが、「赤旗新聞・公明新聞の購読状況について」なる質問が許されようとしています。もしこれを許せば、歴史と伝統ある熊本市議会の責任と良識が問われることになるでしょう。ましてや質問する北口議員は「不当要求等防止対策会議」において、「その言動が社会常識を逸脱したものであり、市職員の業務執行を妨害したことは明らか」とされ、市職員の尊厳を踏みにじり、市議会議員としてあるまじき行為をしたということで、市議会の辞職勧告を受けたにもかかわらず、今日まで何らの責任をとろうとしていません。さらに近々発表されるであろう「不当要求等防止会議」で問題とされた行為の大半が北口議員のものであることも明らかにされようとしています。こうした議員として許されない数々の行為を重ねながら、またもや「市職員の思想及び良心の自由」を蹂躙する質問がなされるのであれば、全員一致で「辞職勧告決議」をあげた熊本市議会として、市民にどう説明できるでしょうか。

最後に今回、北口議員が予定している標記の質問は、予算決算委員会にまったくなじまないものであることは明らかであり、執行部も答弁次第では責任が問われることになるでしょう。議長、議運長、予算決算委員長の責任で、 しかるべき適切な対応を求めるものであります。また、各会派・議員各位においても、的確な対応をされることを 願ってやみません。